

浜松市学童等災害共済制度の学童等の団体登録申請について

1 制度について（対象者）

学童等災害共済制度は、浜松市に住民票があり、市内の小・中・特別支援学校等（義務教育期間）に在籍している児童・生徒が、学校管理下の活動をしているとき、または教育委員会に申請し、登録を受けた少年団体等の活動中等において災害を受けた場合の見舞金給付を目的としたものです。

2 学童等の団体について

- (1) 子ども会
- (2) ボーイスカウト
- (3) ガールスカウト
- (4) 放課後児童会
- (5) 少年消防クラブ
- (6) スポーツ少年団
- (7) 中学校地域クラブ

3 学童等の団体登録申請について

- (1) 学童等災害共済の加入児童生徒が対象です。（学校で一括取りまとめ加入しています。）
- (2) あくまでも**本制度への登録申請である**ため、新たに共済掛金の負担はありません。
- (3) 各区役所の放課後児童会等の業務担当課への周知も忘れずをお願いします。

4 申請書類について

- (1) 申請（当初）

ア 学童等団体登録申込書	第2号様式
イ 団体の会則	
ウ 事業計画書	第2号様式-1
エ 会員名簿	第2号様式-2
オ 団体役員（指導者）名簿	第2号様式-3
- (2) 変更

ア 事業計画変更届	第2号様式-4
イ 会員異動届	第2号様式-5

5 申請書類の受付（当初）

申請書類【上記4(1)】を、令和4年5月27日（金）までに教育委員会健康安全課へ提出

6 異動及び変更書類等の受付

申請書類【上記4(2)】を、翌月5日までに教育委員会健康安全課へ提出

7 学災見舞金の請求について

		スポーツ少年団以外	スポーツ少年団
提出書類	災害報告書	団体代表者が作成・署名又は記名押印	少年団体代表者が作成・署名又は記名押印
	請求書・証明書	保護者・医療機関が記入・押印	保護者・医療機関が記入・押印
	委任状	保護者・学校長が記入・押印	保護者・スポーツ少年団本部長が記入・押印
請求書類提出先		被災児童生徒の所属する 小・中学校	スポーツ少年団本部
見舞金給付		小・中学校長口座	スポーツ少年団本部長口座

- (1) 教育委員会の登録を受けた少年団体等での活動が対象となります。
- (2) 申請方法等については、学校へご相談いただくか、浜松市のホームページをご確認ください。
- (3) 災害報告書は、少年団体の代表者が作成します。
- (4) 請求書は保護者が記入・押印します。
- (5) 証明書は実際に掛かった医療機関が記入と署名又は記名押印をお願いします。
- (6) 見舞金は、学校長及びスポーツ少年団本部長が代理受領者となります。そのため、委任状を作成する必要があります。(保護者・学校長及びスポーツ少年団本部長記入・押印)
- (7) 学校へ書類を提出する際は、不備がないか確認のうえ、ご提出ください。